ご長寿おめでとうございます。

渡邉きみ子さん100歳!

37年3月30日生ま 小立にお住まいの渡邉きみ子さんは、 明治

の誕生日に、町長 子さんの100歳 0歳を迎えられま れで今年、満10 した。町ではきみ

を贈りました。 を訪問し、記念品 が渡邉さんのお宅 々の長寿を祈念し きみ子さんの益

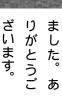


船津保育所に「車止め」を いただきました。

船津地区四十二の厄年の皆さん(参八九会

・井出肇会

機、寄贈し 津保育所に 長)から、船 車止めを3



た

ていただき

100万円の寄付をしていただきました。 河口の古屋茂さん、 小立小学校に



100万円の らいたいと 小学校の教育 校である小立 ただきまし 寄付をしてい 古屋さんの母 茂さんから、 に役立てても 河口在住で、 オールドホームズ (有)の古屋

河口の古屋昇さんから遊具とピアノの 寄贈をいただきました。

河口在住の古屋昇さんから、河口保育所に 遊具の「なかよ 小学校に ピア しランド」、河口

ていただきまし ノ」の寄贈をし

課長補佐 福祉推進課 険 課課 渡辺 小佐野文雄 (水道課) 晴夫 (保険課 辰美 (議会事務局)

係

観光課蝙蝠穴所長 総務課収納対策班 赤池 吉彦 (文化振興局) 和文 (管理課)

主査・主任・主事 総務課財政係

古屋 昌浩 (税務課)

町役場職員の異動について

【採用】

三浦 市郎 まちづくり管理監

(県・土木部道路維持課

【派遣】

富士五湖広域行政事務組合

県・総務部市町村課 外川 小林 次仁 (保険課) 豪 (管理課)

県・観光部観光資源課 外川

県・土木部都市計画課

山中

寛之 (建設課 正和 (環境課

【配置換】

水

議会事務局

三浦 (富士五湖広域行政事務組合) 茂

小佐野洋五 (福祉推進課)

健康増進課

昇任係長 管理課管財係

中 一敏 (総務課)

議会事務局からお知らせ

3月議会で2名を特別町民に推せん!

【富士河口湖町名誉町民】

(綾小路きみまろ) 假屋 美尋 氏 (大石)

清水 國明 氏 (小立)

提案理由

力している。 講座、地域での生涯学習講座にも積極的に協体験を通じて、子どもたちの生きる力を育む口湖自然樂校」を開校し、キャンプやカヌーコが國明氏は、「NPO法人清水國明の河

期待する。 の称号を付与し、町のブレーンとして活躍を進展に著しく貢献している両氏に、特別町民このように、本町の発展並びに社会文化の

渡辺貴美男 昭和13年生 船津)湖南水道事業常任委員会委員を選任

西湖財産区管理委員を選任

渡辺 賢三 昭和24年生(西湖西渡辺 勝人 昭和18年生(西湖南

大嵐財産区管理委員を選任

朝比奈喜四郎(昭和4年)(大嵐))渡辺(勝明)(昭和1年)(大嵐))

各種行政委員等の紹介

文化財審議会委員

str、 孑、ハエ、屈引輩に、こコ、コナ歳月、丁中村章彦・庄司守男(船津)外川和夫(浅川)

宮下晃夫(長浜)渡辺篤(西湖南)渡辺秀勝(大嵐)小佐野真一・小佐野安・小石川正文(勝山)倉沢 幹(小立)堀内健三(大石)中村義朗(河口)

足和田地区の区長

4月から先の方々が区長さんになりました。

大嵐区長 渡辺 栄治

国朋公员 長浜区長 梶原 芳章

西湖区長 渡辺 勝人

区長会長 渡辺 勝人根場区長 渡辺 賢三

平成16年度消費生活相談員

苦情や相談を受付けています。て委嘱し、毎日のくらしの中で消費生活に関する!のでは、県内の120名を消費生活相談員とし

外川寿美恵(船津) 72 0891井出 満枝(船津) 72 0256

軽に声をかけてください。

私たちの町の相談員さんは次の4人です。

お気

穂阪 四郎(船津) 72 0629渡辺 吉枝(西湖南)82 2357

総務課収納対策班 渡辺 光夫 (企画課)

管理課防災係 相沢 幸冶 (水道課)管理課管財係 岡村 等 (勝山出張所)

保険課介護保険係 倉沢美由紀 (学校教育課企画課地域情報係 渡辺真由美 (税務課)

3.] (系) 郷田よしみ (生涯学習課)

総合窓口課総合窓口係

福祉推進課社会福祉係

生涯学習課社会体育係
収入役室
外川 博章 (水道課)建設課都市計画係 佐野 哲也 (県土木部)水道課上水道係 小佐野才史 (管理課)

大嵐小学校用務員 大石清美 (企画課)

勝山保育 河保育 船港資 勝山保育 船建 船獲 足和田保育所 こもも保育所 所所所 所所所 中 村 三浦 小佐野芳保 (勝山保育所 相沢真由美 (船津保育所) 三浦ひろみ (足和田保育所 滝口 小佐野きよみ (船津保育所) 高野由紀子 (船津保育所 (小立福祉センター) 裕子 (こもも保育所 恵子 (河口保育所) 克子 (勝山保育所)



各地区で地域懇話会

提案やご提言をいただき具体的な町づくりに反映 皆さん方に紹介し理解していただくとともに、ご 区で実施していく主要事業等について、各地区の 報でもお知らせしましたが、3月議会で承認され、 していこうとこの地域懇話会を町内6ケ所で行っ その執行に移っています。その中で、今年度各地 ましたが、新町になって初めての予算が先月の広 町では、 昨年11月15日の合併により新町になり

び勝山地区での懇話会の意見交換の内容の一部を 4月12日と19日に行われました、足和田地区及

れます。 は小立、 なお、4月26日は大石、 17日には船津地区を対象に懇話会が行わ 30日は河口、5月10日

П 4月12日午後7時、足和田地区懇話会= 出席者85名 足和田出張所

【 質 問 】 通学路や公道上の 街灯の電気代につ るのか。 街灯については、 も自治会で負担す 設置されている分 いて、各地区間に

【回答】 査する。 公費で支払うよう にする、 現状を調



応していく。

ある。地域での意見集約により町でも対

【 質 問 】 旧足和田地区での健康診断は、 定になっているが 毎年5月実施だったが、 新町では10月予 厚生連で

【 回答】 新町の健康診断については、 時期については、今年度からおそくなり 系に従い実施していく方針である。実施 ますがご理解願いたい。 旧町村の体

【質問】西湖公民館は、ハイキングなどの利用者 が多いので、屋外用トイレの設置を

【 質 問 】

回答】

合併協議書には、収集を週2回にする旨

はない。今後、富士吉田市への搬入が可能

【回答】 関係機関と協議し、要望に沿えるよう検 討していく。

【 質 問 】 長浜地区の消防自動車2台が分散配備さ せてほしい また、旧車庫を長浜区倉庫として使用さ れているので、出張所に収納できないか。

【回答】 検討していく

【回答】 【質問】足和田地区は、ブロードバンド・ADS NTTへの地域住民からの要望が必要で しが利用できない。何とかならないか。

【質問】大嵐町営グランドに夜間照明設備を設置 して欲しい。

(回答】 大嵐区総会でも出されたが、現在検討し ている。

> 【質問】ゲートボール いか。 バスを利用さ せてもらえな 加時に、町の 大会等への参

【 回 答 】 所属課から利 用申込みをし ださい。 て利用してく



勝山地区懇話会= 4月19日午後7時、 になれば検討していく。 勝山ふれあいセンター出席者140名

П

【 質 問 】 防災無線整備について5年計画を早期に して欲しい

回答】 予算が多額なため整備計画に基づいて実 施する。なるべく要望に沿っていきたい。

【 質 問 】 「道の駅」駐車場整備の早期着手と富士 山の有効利用を検討していただきたい。 山の方位を示す看板等の設置及び羽根子

「回答】 「道の駅」には、積極的な予算を計上し 観光客のニー ズに答えられるよう対応し

【 質 問 】 街並み整備事業が現段階、 ようだがどうか。 一時中断した

する。 引き続き実施 引き続き実施

【質問】資源ごみの 制出について、 治会への配慮 を。当番によ を。当番によ の配慮 の配慮



自治会協力のもとに推進して頂きたい。へ持ち帰り、トラックの問題も含め、各【回答】区長長として、町の要望内容を各自治会

で行いたい。

のか。とだが、青木が原の施設は復活できない【質問】富士吉田市への搬入を現在交渉中とのこ

で処理させる)も考えると復活には無理で処理させる)も考えると復活には無理であり、耐久性は、4~5年程度。また、県検査した結果最低でも4億の予算が必要施設でなければ利用できないが、現状をがある。

ッコゴ公園間を早期に整備して欲しい。【質問】湖岸の遊歩道について、河口湖遊園~シ

するため状況を慎重に鑑み、将来的には在実施している。場所的に河川敷を利用【回答】湖岸の遊歩道は、県と町の分担事業で現

湖畔ー週構想に対応していきたい。

右折表示を備えて欲しい 「質問】国道139号線(勝山入口)の信号機に

企画課からのお知らせ

【回答】県の公安委員会へお願いしてみます。

を厳重管理して欲しい 『みの不法投棄』であり、こみの不法投棄

いような対策を講じていただきたい。自己防衛手段として、不法投棄が生じな絡してください。また、地主さん方にも、回答】不法投棄があった時は、至急環境課へ連

置を【質問】勝山小中学校南側交差点への信号機の設

| 再度陳情行います。 | 回答】公安委員会へ現在要望書を提出しており、

【回答】旧施設の利用方法と現在利用している冬地区集会場として利用させて欲しい。【質問】旧老人福祉センターの有効活用、例えば、

方向を考え ■ 施設との関連性を検討し、将来あるべき[答】旧施設の利用方法と現在利用している各



のメッセージが届いています。を設けています。 現在1ヶ月に5件~1件程度ホームページ上に「町づくりメッセージBOX」意見や提案等を気軽に出していただこうと、町町では、町民の皆さんが持っているいろんな

ます。の内容と回答は、ホームページ上に掲載していの内容と回答は、ホームページ上に掲載してい返しています。その中で公開可能なメッセージ 届いたメッセージは担当課に回覧し、回答を

是非、ご利用下さい。

テレビ「こうほう富士河口湖」について

富士テレビ」を通して見ることができます。「こうほう富士河口湖」は、河口湖CATVと「北来事などを1週間に1度、放送しているテレビ・町民の皆さんに役場からのお知らせや町の出

の各出張所で見れますので、ご覧ください。が見れない方には、町役場庁舎、勝山・足和田また、「河口湖CATV」や「北富士テレビ」

「河口湖 CATV」での放送日程 毎日曜日~火曜日の週 3回

毎日曜日~火曜日の週 30 *2*チャンネル 放送時間

午前 6時 45分 午前 7時 15分~ 7時 45分 8時 15分~ 8時 45分 午前 午前 9時 15分~ 9時 45分 午後 5時 15分~ 5時 45分 午後 6時 15分 6時 45分 午後 7時 15分~ 7時 45分 11時 15分~ 11時 45分

北富士テレビ」での放送日程

毎月曜日と木曜日の週 2回 11チャンネル 放送時間 午後 7時~7時 30分 (北富士テレビの放送内容によって時間が 変更する場合があります。)

= 平成 16年度 =

口湖町消防団組織・役員紹介

私たちの町を恐ろしい火災や災害から守ってくれる消防団の組織は、昨年11 月の町村合併時に11分団・定数375人が富士河口湖町消防団として発足し活 動を行ってきましたが、本年4月1日より新たに6分団・定数295人として消 防団編成を行い今まで以上に地域に貢献いたします。



新しい組織及び今年の役員の顔ぶれは次のとおりです。 (敬称略)

小佐野昭二(船津)

副团長 藤三(小立) 渡辺 外川 和康(河口) 流石 修身(勝山)



4月 11日に行われた、平成 16年度 富士河口湖町消防団出初式の様子

船津分団 (定数45人)

小立分団 (定数45人)

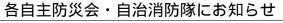
大石分団 (定数35人)

河口分団 (定数40人)

勝山分団 (定数45人)

足和田分団 (定数80人) 渡辺 慎次(西湖西)

分 団 長 梶原 義美 駒沢 信治 副分団長 邦夫 分団長 北村 副分団長 渡辺 善栄 藤井 米寿 分団長 副分団長 半田 幸久 分団長 高山 昂士 外川 満 副分団長 分団長 佐野 喜市 副分団長 小佐野文夫 三浦 分 団 長 由一 副分団長 三浦 重美



本年、消防団組織の編成に伴い、新たに消防団員に新基準の活動服を支給し ました。そのため旧活動服について、リサイクル可能なものについては、町内 で活動している自主防災会及び自治消防隊員に使用していただきたいと考えて おります。

必要な団体は、役場管理課 防災係までご連絡ください。(72-6013)

一設希望申込書は、

鈴木俊雄 (電話 72 1663) 組合長宅に用意してあります。

申



学ぶ生徒が全国より集まり、

現在1期生283名、

健康科学大学は、

開学2年目を迎え、

医療・

福祉を 2

及び説明会の開催につい

科学大学学生宿舎建設希望

明会= 開催期日

П

説

開

催場

所

8 3

5月20日(木)

学生宿舎組合

役場まちづくり推進室

7 2 6

023

康科学大学

Ū

午後1時3分~

富士河口湖町中央公民館 階 視聴覚室

期生282名が入学しております。 実した学生生活を送っていただくために、学生宿舎組 お集まりください。 込書を17日までに健康科学大学宿舎組合まで提出のト おり開催します。 象とした学生宿舎の建設に関する説明会を、 旨を組織し学生に対し宿舎提供を行っております。 健康科学大学の学生用の宿舎は、 今年度は、健康科学大学の平成17年度の入学生を対 申し込み期限 町からの支援策などについての説明を行います。 込書提出先 学生の希望する宿舎の形態や、 建設を希望される方は、 健康科学大学学生宿舎組合 平成16年5月17日 (月) 富士河口湖町で充 建設希望由 今までの状 左記のと

目は、

農林課からのお知らせ

有害鳥獣防護柵を設置すると

イノシシ等の有害鳥獣が農地に侵入するのを防半額を補助します。

た人に、5万円を限度に タン等で防護柵を設置し ぐため、電気柵、網、ト

補助金の交付を受けよ

助します。

かかった費用の半額を補

を添えて申請してください。うとする人は、資材購入費等の領収書、完成写真

問合先 町役場農林課振興係

(電話72-1115)

います。
用マルチの処理(リサイクル)に支障をきたして所マルチの処理(リサイクル)に支障をきたしてが、マルチ以外のゴミ等の持ち込みがあり、農業各地区に農業用マルチ置場の利用について農業用マルチ置場の利用について

持ち込みができるものは以下のとおりです。

- ・農業用マルチ
- 家庭のゴミ類は絶対に持ち込まないでください。・ビニールハウスに使用したビニール

建設課からのお知らせ

の適用を受けない公共物)で代表的なものに里道この条例は、法定外公共物 (道路法、河川法等この条例は、法定外公共物 (道路法、河川法等富士河口湖町公共物管理条例が

おります。 村地区で、旧足和田村地区は平成17年を予定して譲与を受けた地区は、旧河口湖町地区・旧勝山

は、今まで国への申請でしたが、町への許可申したが、町への許可申は、今まで国への申請では、今まで国への申請では、今まで国への申請では、今まで国への申請では、今まで国への申請では、り、法定外公により、法定外公



問合先 町役場建設課・用地係

寄贈されました。ありがとうございます。東京電力大月支社より防犯灯が

ください。--防犯灯の支給については、建設課へ連絡して

ありがとうございました。も過日、15本の防犯灯の寄贈をいただきました。各自治体に防犯灯の寄贈を行なっています。町に東京電力では、地域の皆様の役立つ活動として

いただくことになっています。び電気代については、各自治会・区会で負担してについては町で支給しますが、設置・維持管理及して申請していただいております。防犯灯の器具また、防犯灯については、各自治会・区会を通

福祉推進課からのお知らせ

「特設人権相談所」開設について人権擁護委員の日」における

員の日」と定めています。ことを目的として、毎年6月1日を「人権擁護委度の周知と人権尊重思想の更なる普及高揚を図る全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員制

さい。「特設人権相談所」を開設しますので、ご利用下「特設人権相談所」を開設しますので、ご利用下これに基づいて、富士河口湖町では左記により

富士河口湖町役場にて6月1日(火)午後1時3分~4時富士河口湖町「特設人権相談所」

定例相談のお知らせ都留児童相談所

のでご利用下さい。役場で行っています。日程は、ご覧のとおりでする留児童相談所では、定例相談を毎月1回、町

2月4日、3月4日 10月1日、11月5日、12月3日、1月7日 6月4日、7月2日、8月6日、9月3日 日 程 (毎月1回、午前10時~午後2時)

保育料の て平均 図る施 支援の充実を 町では子育て せしましたが、 報誌でお 4 月 号 策とし の 6 減額)知ら % の



保育料の減額について

福

お祉

知推

ら進

せ課

か 5 ഗ

たことです。 特徴としては、 5 階層以上の金額につい

下の児童を減額 (中の児童を2分の1・下

4階層までは、年齢が上の児童を全額徴収

なお、お子さんが2人以上入所の場合は

児童を2分の1・下の児童を1分の1徴収) の児童を全額徴収、上の児童を減額 (中の の児童を10分の1徴収)、5階層以上は下

となります。

係

7 2

6028) まで連絡下さい。

税の税額によって算定されますので毎年変

たが、保育料の階層設定は、所得税と住民

たくさんのお問い合わせをいただきまし

わる可能性があります。

何かありましたら、福祉推進課児童福祉

ても、階層ごとにすべて料金格差を設定し

改定を

l١

た

平成 16年度富士河口湖町保育所徵収金基準額表

	階層区分	3歳未満児	3 歳 児	4歳以上児	階層	定義
1		0	0	0		よる被保護世帯 帯を含む)
2	(全額)	8,000	5,500	5,500	- 第1段階層及び第4~ - 第7階層を除き、前年 - 度分の町民税の額の	町民税非課税世帯
	(1/2額)	4,000	2,750	2,750		
	(1/10額)	800	550	550		
	(全額)	17,500	15,000	15,000	- 区分が右の区分に該 - 当する世帯	町民税課税世帯
3	(1/2額)	8,750	7,500	7,500		
	(1/10額)	1,750	1,500	1,500		
4	(全額)	27,500	25,000	22,000		64,000円未満
	(1/2額)	13,750	12,500	11,000		
	(1/10額)	2,750	2,500	2,200		
5	(全額)	41,500	28,000	22,500	第1段階層及び第4~ 第7階層を除き、前年 度分の町民税の額の 区分が右の区分に該 当する世帯	64,000円以上 160,000円未満
	(1/2額)	20,750	14,000	11,250		
	(1/10額)	4,150	2,800	2,250		
6	(全額)	46,500	28,500	23,000		160,000円以上 408,000円未満
	(1/2額)	23,250	14,250	11,500		
	(1/10額)	4,650	2,850	2,300		
7	(全額)	47,500	29,000	23,500		408,000円以上
	(1/2額)	23,750	14,500	11,750		
	(1/10額)	4,750	2,900	2,350		

同時に2名以上の児童が入所する世帯について、第1~第4階層の世帯は最年長児を全額、2人目を5割軽減、 3人目以降を9割軽減とし、第5~第7階層の世帯は最年少児を全2人目を9割軽減、3人目以降を9割軽減とする。

= 障害者割引制度の改正及び手続きについて =

有料道路における障害者割引制度について、以下のとおり改正されましたのでお知らせします。 改正の概要

割引証を廃止し、新たに割引の有効期間を記載する手続きを行った身体障害者手帳又は療育手帳のみで割 引適用されます。 (旧制度 割引証と手帳)での通行は、平成16年5月31日までとなります。)

このことに関するお問い合わせは、町役場福祉推進課へ連絡してください。

国民健康保険からのお知らせ

今月から16年度の国民健康保険事業について、国保運営協議会での審議内容も含めお知らせします。

国民健康保険税について

国民健康保険税は、自営業者・農業者や医療保険のない会社などに勤められ ている人が、保険税を出し合って医療費を支出する制度です。

加入している皆さんが病気やけがをしたときに医療機関で支払う金額は、かかった医療費の3割です。残りの7割は、加入者の保険税(50%)と国・県の補助金(50%)でまかなわれています。

なお国保税は目的税です。医療費の支払以外に使われることはありません。



国保税が16年度より統一されます



15年度の国保税は旧町村ごとに課税されていましたが、16年度から統一した税率で課税されます。税率については、現在、国保運営協議会において、15年度の医療費と納めていただいた国保税などにより、低所得者層への配慮を軸に慎重に審議を進めています。

医療費は今後とも増加することが予想されます

医療費が増加する主要因

・医学の進歩や医療ニーズの多様化・高度化・薬剤一部負担金の廃止

(医療技術の進歩・高度化に伴い、診療に要する費用がかさむようになってきています。)

・加入者の高齢化

(病気になりがちな、お年寄りの加入者に占める割合が次第に大きくなってきました。)

・慢性疾患患者の増加

(生活習慣病など、長期にわたる治療が必要となる慢性疾患の患者が増加しています。)

- ・長引く景気低迷による所得の減少と加入者の増加
- ・平成 14年 10月より、3歳未満の自己負担額が3割から2割になりました。(国保負担の増加)

国民健康保険は相互扶助の考えのもと制度化させたものですが、経済低迷や高齢化の進展を受け 医療費は増え続け、厳しい運営を余儀なくされています。

健康に対する関心が大切

医療費が増加すれば相対的に保険税も上がります。だからといって、医療機関にかかるのを抑えるのではなく、大切なのは一人ひとりの健康に気をつける心構えです。

「かかりつけの医師を持つ」「同じ病気でのはしご受診をしない」「時間外や休日の受診はなるべく避ける」「住民検診や人間ドッグなどの健康診断を受ける」「栄養・運動・休養の健康づくり」などに心がけましょう。



(経済的に苦しいという方に)

保険料免除制度

所得の減少や失業等で経済的に 保険料の納付が困難な場合には、 国民年金保険料の免除制度があります。

斉的に 合には、 度があります。_

保険料免除は2種類

保険料の全額が免除される

「全額免除」 (納付は1/3) 保険料の半額が免除される「半額免除」

「 **ロスプレドハ** . (給付は 2 / 3)

免除の対象となる方は

所得(収入)が一定基準を 下回る方

所得(収入)のめやすは右表を参照

生活保護法による 生活扶助以外の扶助を 受けている方

障害者または寡婦で、 前年の所得が 125万円以下の方 風水害、失業等で 保険料の納付が困難な方 その事実を証明できる公的機関 の書類を提出できる場合等

免除期間は

7月(または申請月の前月)から翌年 **6**月までです。 免除を受ける方は、毎年申請が必要です。 夫か妻のいずれかのみに 所得(収入)のある世帯の場合

III ## E2 #L	免除対象となる所得(収入)のめやす()内は収入		
世帯員数	全額免除	半額免除	
4人世帯 (夫婦、子2人) (子の 仏は10歳以上23歳未満)	1645円 (2605円)	285 _{万円} (424 _{万円})	
3人世帯 (夫婦、子仏) (子は16歳未満)	1295円 (2105円)	215 _{万円} (333 _{万円})	
2人世帯 (夫婦のみ)	945円 (1595円)	1725円 (271万円)	

単身世帯の場合

ш +++ = ++-	免除対象となる所得(収入)のめやす()内は収入			
世帯員数	全額免除	半額免除		
単身世帯	35万円 (100万円)	85 _{万円} (150 _{万円})		

ただし、申請者の配偶者や世帯主についても、免除基準に該当しないと承認されませんので、ご承知下さい。



学生で所得が少ないという方に

「学生納付特例制度」

学生の場合、本人の所得が一定額以下のとき、在学期間中の 保険料を後払いできる学生納付制度があります。。

学生納付特例の承認を受けると、 その期間中の障害や死亡といった (不慮の事態には、障害基礎年金 または遺族基礎年金が支給されます。

ボクには ありがたいな。



納付特例の対象期間は

4月(または申請月の前月)から翌年 3月までです。 特例を受ける方は、毎年申請が必要です。

保険料は追納できます。満額の年金に近づけるためにもぜひおすすめします。

免除を受けた期間や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。 免除を受けた期間に応じて将来受け取る老齢基礎年金は減額されますので、年金額を満額に近づけるためにも、追納をおすすめします。 なお、保険料を追納しない場合、免除期間については、老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料を納金額納付)した期間と比べて 免除(全額)期間について3分の1の額に、免除(半額)期間については3分の2の額にそれぞれ減額となります。 学生納付特例期間は老齢基礎年金を受給するための年金受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、社会人になってから 必ず追納するようにしてください。

追納する保険料の額は、「保険料免除制度」「学生納付特例制度」の対象となった月の属する年度の翌々年度を過ぎてから追納する場合には、その当時の保険料 に政令で定める率を乗じて得た額となります。

⚠ ご注意ください。

保険料免除制度及び学生納付特例制度は、申請のあった月の前月からの承認となります。届出が遅れた場合、承認される前の期間は未納期間となり、その間の事故や病気で障害が残っても、生涯基礎年金は支給されない場合もありますので、ご注意下さい。 半額免除の商人を受けても、残る半額の保険料を納付しなかった期間は未納期間となり、その間の事故や病気で障害が残っても、 生涯基礎年金は支給されない場合もありますので、ご注意下さい。

保険料免除制度・学生納付特例制度の申請についてのお問い合わせは 町 役場総合窓口課の国民年金窓口または社会保険事務所へ